

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

息子の借金を親が返済すると贈与税？

Q：私の息子は、事業に失敗し、無財産の状態
で借金の返済ができなくなりました。

そこで、私が息子に代わり借金を返済しよう
と思うのですが、このような場合にも、息子
に贈与税がかかりますか。

A：資力を喪失して債務を弁済することが
不能であれば、贈与税は課税されません。

【解説】

財産を著しく低い価額で譲り受けたり、債
務の肩代わりをしてもらったような場合には、
それによって利益を受けることになり、贈与
税が課税されることとなります。

しかし、支払者が借主の扶養義務者であり、
かつ、借主が資力を喪失して債務を弁済す
ることが困難である場合には、その弁済す
ることが困難である部分の金額については、贈
与税の課税対象から除かれることになっていま
す。

この「弁済することが困難である部分の金
額」とは、債務超過部分の金額から、債務者
の信用による債務の借換え、労務の提供など
の手段により近い将来においてその債務の弁
済に充てることができる金額を控除した金額
とされていますが、特に支障がないと認めら
れるときは、債務超過部分の金額を、債務を
弁済することが困難である部分の金額とし
て取り扱ってもよいことになっています。

